

あさぎり町図書館寄贈資料受入基準

第1条 この基準は、あさぎり町図書館条例施行規則（平成15年あさぎり町教委規則第13号）第11条の規定に基づくあさぎり町図書館（以下「図書館」という。）の資料の寄贈について、必要な事項を定めるものとする。

第2条 図書館で寄贈の受入れができる資料は、次のとおりとする。

- (1) 予約又はリクエストが多く入っているもの
- (2) 文学書及び児童書
- (3) 手芸、料理、住民、育児の本及び旅行ガイド等の実用書
- (4) 地域資料、行政資料、及びあさぎり町と特に係わりの深い資料
- (5) その他館長が必要と認めた資料

第3条 図書館で寄贈の受入れができない資料は、次のとおりとする。ただし、館長が必要と認めたときはこの限りではない。

- (1) 汚損、破損のひどいもの又は書き込みがあるもの
- (2) 内容の古いもの
- (3) 参考書及び問題集
- (4) 雑誌、漫画及びゲーム攻略本
- (5) 説明書及びマニュアル類
- (6) DVD、ビデオテープ等の映像資料
- (7) 個人で複製又は録音した資料
- (8) その他他人権へ配慮に欠ける資料等

第4条 寄贈された資料（以下「寄贈資料」という。）は、開架、閉架いずれかの方法で図書館資料として受け入れる。ただし、既に寄贈資料を複数又は寄贈資料の類書を多く所蔵するものにあつては、町関係施設への譲渡又はリサイクル資料として活用する。

第5条 寄贈資料の取り扱いについては、図書館に一任するものとする。

第6条 寄贈資料は、寄贈者が図書館に持ち込むこととする。ただし、選書が必要な場合は、訪問し引き取りを行う。

第7条 この基準に定めるもののほか、寄贈資料の受入れに関し必要な事項は、館長が定める。

附 則

この基準は、平成28年9月1日から施行する。